

# 協議会規約の主な規定事項

## ①名称（第2条）

- 行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会

## ②所掌事務（第3条）

- 一般廃棄物処理施設の共同整備に関すること
- 一般廃棄物の共同処理に関すること
- 共同整備事業の実施主体に関すること
- 共同整備事業の経費の負担割合に関すること

## ③組織（第4条）

- 両市の市長、副市長及び担当部長を委員として組織

## ④事務局（第7条）

- 行田市環境課  
新ごみ処理施設建設準備グループ

## ⑤経費の負担（第8条）

- 協議会の事務費用は行田市が負担
- それ以外の費用は両市が均等に負担

## ⑥協議会の解散（第9条）

- 共同整備事業の実施主体の確定をもって解散